

## 知っていますか？ 資本金 1 円から会社が設立できること

### ＜中小企業挑戦支援法＞

平成 15 年 2 月から、会社設立に必要な最低資本金の規制をなくす「中小企業挑戦支援法」が施行されています。新事業創出促進法の一部を改正する法律です。

簡潔に言えば、創業者として経済産業大臣が確認した者が会社を設立する場合、資本金 1 円からでも設立を可能とする法律です。

これは、開業・創業を促進し、新たな事業に挑戦する中小企業等を積極的に支援することを目的とした法律です。

あまり知られていないようなので、カンタンに解説しておきます。

### 1. 適用を受ける条件等

#### (1) 創業者であること

申請者が創業者であることが条件です。

創業者とは、事業を営んでいない個人（下記 (2)）で、2ヶ月以内に新たに会社を設立して、事業を開始する具体的な計画を有する者をいいます。

#### (2) 創業者になれる者

- ① 給与所得者
- ② 専業主婦
- ③ 学生
- ④ 失業者
- ⑤ 年金生活者
- ⑥ 代表権のない役員

#### (3) 創業者になれない者

- ① 個人事業主
- ② 代表権のある役員

※ただし、個人事業を廃業した場合、代表を辞任した場合はなれる。

- (4) 定款に特別の解散事由を記載すること  
新事業創出促進法第 10 条の 18 の規定による解散事由を記載する。  
すなわち、5 年以内に最低資本金（株式会社 1,000 万円、有限会社 300 万円）以上  
に増資しない場合は、解散するということを記載します。
- (5) 確認申請をすること  
経済産業省に確認申請書を提出して、確認を受けます。その際、次のものを添付  
します。
- ・ 定款（公証人認証済み）
  - ・ 創業者であることの誓約書
  - ・ 事業を営んでいない個人であることを証明する書類（源泉徴収票など）
- ※ その他は、通常の登記を行いません。  
※ 登記料は、通常の会社設立と同様にかかります。  
※ 会社成立後、経済産業局へ届出ます。

## 2. 適用をうけるとどうなるか。

- (1) 会社名  
法律上は、確認株式会社、確認有限会社と言います。  
ただし、実際の会社名は、株式会社、有限会社をつけて構いません。
- (2) 配当制限  
最低資本金（株式会社 1,000 万円）を超える額まで、純資産額が蓄積されない限  
り配当することはできません。
- (3) 決算報告書の提出、貸借対照表の公衆縦覧  
毎営業年度終了後 3 ヶ月以内に経済産業局に貸借対照表、損益計算書、利益処分  
案を提出することが必要です。また、提出された貸借対照表は、経済産業局におい  
て公衆縦覧に付されます。
- (4) 最低資本金以上とする増資  
設立の日から 5 年を経過するまでに、最低資本金（株式会社 1,000 万円、有限会  
社 300 万円）まで増資する必要があります。  
また、確認株式会社から有限会社に組織変更したり、合名会社等へ組織変更する

こともできます。

増資または組織変更をしない場合は、解散することになります。

### 3. どのように活用するか。

#### (1) 株式会社という名前を使いたい場合

これから新たに事業を起こす人は、この法律の活用はまず考えてみるといいですね。とりあえず、1,000 万円はないけれど株式会社という名前を付けたいという人には、とても便利な制度です。

5年以内に儲けて1,000 万円に増資すればいいし、万が一そこまで儲からなければ、有限会社に組織変更してもいいわけですから。最悪、合名会社にする手もあるし、そこまでひどいのであれば、解散してしまった方が良くも知れません。

#### (2) 別会社を作る場合

この法律の申請をできる者は、事業を営んでいない個人です。会社やその代表者はできません。しかし、代表権のない取締役や社員の方であれば、申請することができます。

当初、資本金はあまりいらませんが、株式会社として別会社を作る場合などは、この法律を使って、新会社の社長になる人が申請すれば良いと思います。

期間はMAX 5年間。この期間は法律が決めているものですが、これを利用して、「5年以内に結果を出せなければ解散だよ。」と言って始めてみてはいかがでしょうか？

#### (3) 設立後 2 年間は消費税がかからない

正直、このメリットが一番大きいのでは？と密かに思っていますが... 消費税では、資本金 1,000 万円未満の会社については、設立後 2 期間は消費税の納税義務が免除されています。今まで株式会社は 1,000 万円以上でしたから、株式会社を作れば最初から消費税の納税義務が発生していました。今後、この制度を基に株式会社を作っても、資本金が 1,000 万円未満なので、2 期間丸々消費税を納めなくて済んでしまいます。

これであれば、お金があったとしても、1,000 万円以上で株式会社を作るのはナンセンスですよ？ そうなると、今後、株式会社を作るのであればこの制度を適用した方が絶対によいということになります。通達などで節税封じされなければよいのですが。

以上